

平成21・22年度茨城県建設工事入札参加資格申請定期受付における
格付再審査について

- 1 目的 平成20年4月から経営事項審査基準が改正され、技術者の複数業種における重複が1人2業種までに限定されました。本県の入札参加資格審査における技術者数は、経営事項審査結果通知書に基づいているため、一部申請者において、実際には技術職員数が入札参加資格（格付）基準を満たしているものの、経営事項審査における、業種ごとの技術者の配置誤りのため、技術者基準を満たしていない結果となっている事例がみられます。

今回の定期受付において、改正技術者基準による土木、建築、電気、管、ほ装の5業種の格付下落者を救済するため、次のとおり再審査を行うこととしました。

2 再審査の対象

平成21・22年度建設工事入札参加資格申請（定期受付）における審査の結果、総合点数が格付の基準点数を上回っているものの、経営事項審査における技術者配置の誤りにより技術者基準を満たさなかったため、下記（参考）の5業種の格付が下落した者。

（参考）

技術者基準

	土木	建築	電気	管	ほ装
S	12 (5)	9 (5)	—	—	—
A	5 (2)	4 (2)	6	4	5 (※)

（ ）内はうち1級技術者

※ほ装工事特別技術職員数基準

（以下のうちいずれかの基準を満たすもの）

1級舗装施工管理技術者	1名
2級 "	2名
1級建設機械施工技士	1名
2級 " (第3種, 第4種, 第5種)	1名

3 再審査の手続き等

- (1) 申請者は審査基準日現在の技術者数を再配置した経営事項審査を受ける。
→経営事項審査再申請の詳細及び必要書類等については別紙「平成21・22年度建設工事入札参加資格格付再審査のための経営事項審査再申請について」による。
・再申請の申込み期間 平成21年6月8日(月)～6月12日(金)
(郵送またはFAX, 期間内必着)
・審査期日 平成21年6月24日(水)又は6月29日(月)
・審査場所 県庁11F 経営事項審査会場
- (2) 経営事項審査結果通知書が送付されたら、申請者は経営事項審査結果通知書と平成21・22年度入札参加資格再審査申請書を監理課に提出する。
※再審査申請書の様式は該当者にのみ配付致します。
・入札参加資格再審査申請の受付期間
平成21年7月13日(月)～7月17日(金)
(郵送または持参とし, 期間内必着)
- (3) 監理課において入札参加資格の再審査を行い、格付結果に変動がある場合に限り、格付名簿を訂正し、入札参加資格審査決定通知書を申請者あて送付します。
- (4) 入札参加資格者名簿の訂正が完了するまでは、当初の入札参加資格者名簿による格付とする。

4 注意事項（経営事項審査再申請関係）

- (1) 経営事項審査再申請で修正できる部分は、技術者職員名簿の業種コード及び有資格区分コードのみであり、その他の項目（技術職員数、審査対象業種、完成工事高、その他の審査項目）についての修正はできません。
- (2) 経営事項審査の再審査は今回限りですので、技術者の配置を変更した場合の影響を十分に考慮したうえで、再申請を行ってください。
- (3) 現在有効な経営事項審査結果通知書は無効となるため、新しい結果通知書が届き次第、従前の結果通知書は速やかに監理課へ返還してください。
- (4) 再申請についても、通常と同様の審査手数料がかかります。
- (5) 結果通知書については、審査から概ね2週間で郵送する予定です。
- (6) 経営事項審査の再申請は茨城県知事許可業者のみ可能です。

5 手続きフロー

- ① 経営事項審査で技術者の配置を誤った。（技術者の追加は認めません）
↓
- ② 技術者の配置を変更すれば、技術者基準を充足でき、かつ総合点数も基準を充足する。
（申請者側で試算）
↓
- ③ 経営事項審査再申請を申し込む（別添「経営規模等評価申込書」）。
申込期間 平成21年6月8日（月）～6月12日（金）郵送又はFAXで必着
申込期間終了後に審査指定日時を連絡します。
↓
- ④ 経営事項審査を受審する。
審査期日 平成21年6月24日（水）又は6月29日（月）
↓
- ⑤ 経営事項審査結果通知書が送付される。（経審受審後 約2週間）
↓
- ⑥ 平成21・22年度建設工事入札参加資格再審査を申請する。
受付期間 平成21年7月13日（月）～7月17日（金）郵送又は持参で必着
↓
- ⑦ 格付の再審査の結果通知及び名簿訂正
平成21年8月1日付け（予定）

経営規模等評価申込書（平成21・22年度入札参加資格再審査分）

茨城県土木部監理課長 殿
 (FAX 029-301-4339)

平成21・22年度入札参加資格の格付再審査のため、経営規模等評価を申し込みます。

平成21年6月 日

1 商号・名称	
2 許可番号	茨城県知事許可 第 号
3 住 所	
4 電話番号	()
5 FAX 番号	()
6 担当者名	
7 審査基準日	平成 年 月 日
8 審査希望業種	土木 建築 電気 管 ほ装 希望業種に○をつけてください
9 審査希望日	6月24日(水) 午前 午後 6月29日(月) 午前 午後 希望日及び時間帯に○をつけてください

監理課記入欄 平成21年6月 日 () AM :
 PM :

別紙

平成21・22年度建設工事入札参加資格格付再審査のための 経営事項審査再申請について

1、必要書類

- ・ 経営規模等評価申込書
- ・ 経審申請書一式（通常審査と同額の県の収入証紙を貼付）
※但し、経営状況分析結果通知書については、前回分の写しで可。
- ・ 経営事項審査結果通知書の原本（修正前）
- ・ 修正前の技術職員名簿の写し（監理課受付印があるもの）
- ・ 今回の技術職員名簿の写し
- ・ 技術者の常勤性の確認書類（定期受付の際に提出した審査基準日時点）、及び資格者証（監理技術者資格者証及び講習終了証を含む）
- ・ 平成21・22年度茨城県建設工事入札参加資格審査決定通知書

2、審査手順

- ・ 通常審査と同様、指定された日時の15分前には、県庁11階経営事項審査会場にて受付をしてください。
- ・ 受付時には、経営規模等評価申込書を受付担当に渡し、番号札を受け取ってください。
- ・ 番号札の順で審査をしますので、自分の番号が呼ばれら、必要書類を持って、空いている審査担当者のテーブルへ移動してください。
- ・ テーブルへ移動したら、審査担当者の指示に従い、審査を受けてください。
- ・ 審査終了後は、申請書一式及び、経審申込書を受付に渡して、受付簿に記入の上、完了票をもらってください。

3、留意点

- ・ **経審再申請で修正できる部分は、技術職員名簿の業種コード及び有資格区分コードのみであり、その他の項目（審査対象業種、技術職員数、完成工事高、その他の審査項目）については、修正不可となります。**
- ・ 経審再申請を認めるのは今回限りであるため、技術者名簿の変更の結果生ずる影響（変更業種の点数の低下）を十分考慮した上で申請。
- ・ 前回分の経審結果書については無効となるため、格付再審査受審時に監理課へ返還すること。
- ・ 今回の再申請についても、通常と同様の審査等手数料がかかります。当日、会場では証紙の販売は行っていないので、事前にご準備ください。
- ・ 今回の結果通知書については、審査から概ね2週間で郵送される予定。